

弟子屈町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

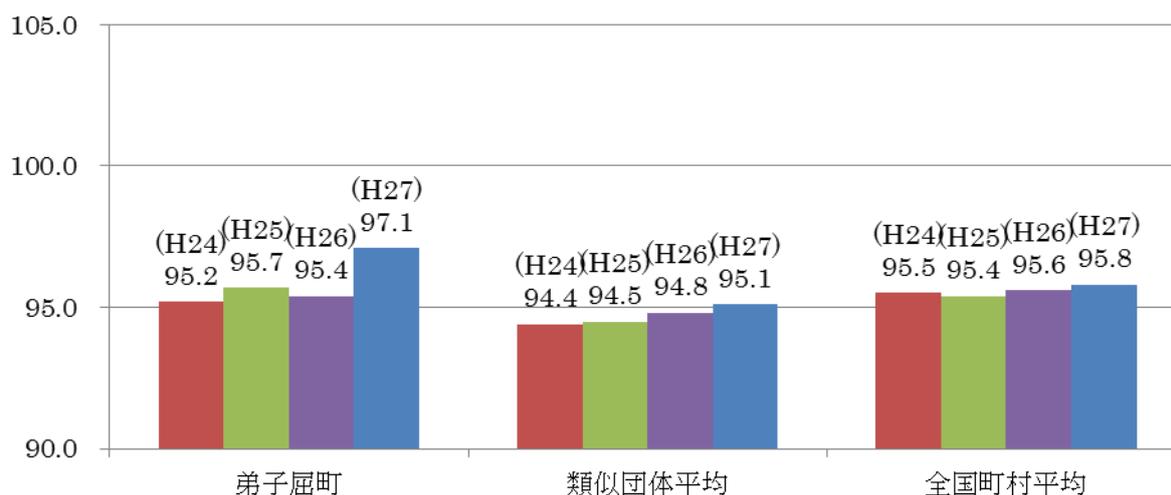
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	7,877	11,027,275	90,564	1,240,982	11.3	15.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	147	548,617	62,797	199,439	810,853	5,516	5,562

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【給料表の改定実施時期】 平成27年4月1日

【内容】 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当については、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
弟子屈町	43.1 歳	323,300 円	398,865 円	357,049 円
北海道	45.4 歳	331,531 円	399,809 円	375,822 円
国	43.5 歳	334,283 円	408,996 円	—
類似団体	42.2 歳	307,472 円	360,858 円	333,354 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区分		弟子屈町	北海道	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	173,166 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	141,708 円	142,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

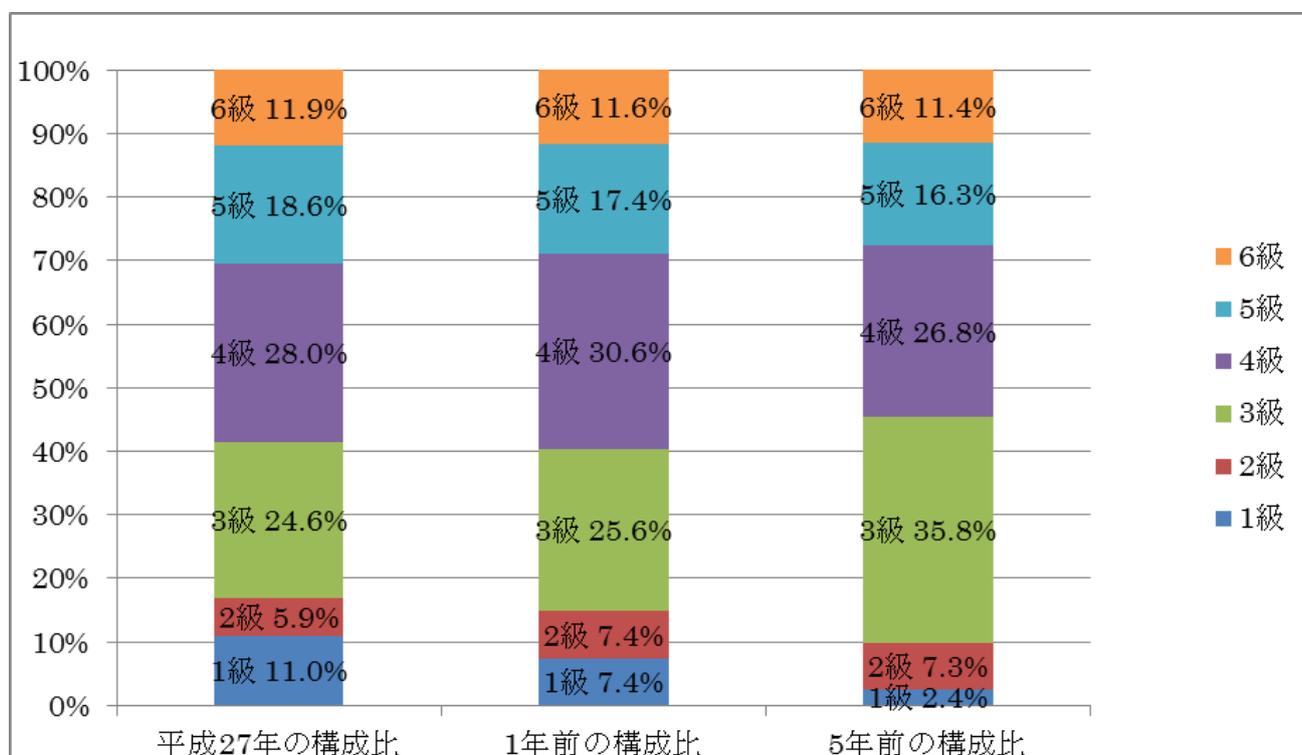
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	293,400 円	359,700 円	384,900 円	364,700 円
	高校卒	243,500 円	322,300 円	354,100 円	384,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務補・主事補	13人	11.0%	137,600円	244,900円
2級	主事	7人	5.9%	187,700円	301,900円
3級	主任・主査	29人	24.6%	223,900円	347,700円
4級	主査・係長	33人	28.0%	258,300円	380,300円
5級	課長補佐	22人	18.6%	285,000円	390,700円
6級	課長	14人	11.9%	315,800円	407,900円

- (注) 1 弟子屈町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

弟子屈町	北海道	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,366 千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,614 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.45月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算10,000円～20,000円	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

弟子屈町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.70月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%) 1人当たり平均支給額 千円 17,448千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.70月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 なし

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	右記業務出勤職員	○災害時、勤務時間外に出動した職員 ○法定伝染病の消毒、行路死亡人収容	千円	○1回につき530円 ○1回につき620円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	24,643 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	220 千円
支給実績（25年度決算）	18,561 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	164 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （26年度決算）
扶養手当	・ 配偶者月額13,000円 ・ 配偶者以外の扶養親族月額6,500円（15歳から22歳までの子は月額5,000円を加算）	同		千円 19,605	円 239,085
住居手当	・ 持家 2,500円（月額） ・ 借家 3,500円～19,500円	異	・ 持家支給 ・ 支給限度額	千円 8,261	円 77,931
通勤手当	・ 片道5km以上	異	・ 片道2km以上	千円 1,421	円 109,292
管理職手当	・ 課長職 8% ・ 課長補佐職 5%	異	・ 支給率の相違	千円 11,153	円 301,437
寒冷地手当	・ 毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給 世帯主（扶養有）月額26,380円 世帯主（扶養無）月額14,580円 その他 月額10,340円	同		千円 15,515	円 102,073

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区分		給料		月額等	
給料	市区町村長	790,400 円	(832,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 350,000 円	
	副市町村長	656,400 円			
報酬	議長	292,000 円	(234,000 円)	365,000 円 / 205,000 円	
	副議長	234,000 円		320,000 円 / 175,000 円	
	議員	184,000 円		300,000 円 / 155,000 円	

期末手当	市区町村長 副市町村長	(26年度支給割合) 4.10 月分		
	議副 議 長 副 議 員	(26年度支給割合) 4.10 月分		
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 給料月額×在職年数に応じた率	(1期の手当額) 17,059千円	(支給時期) 任期満了時
		給料月額×在職年数に応じた率	8,939千円	任期満了時
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

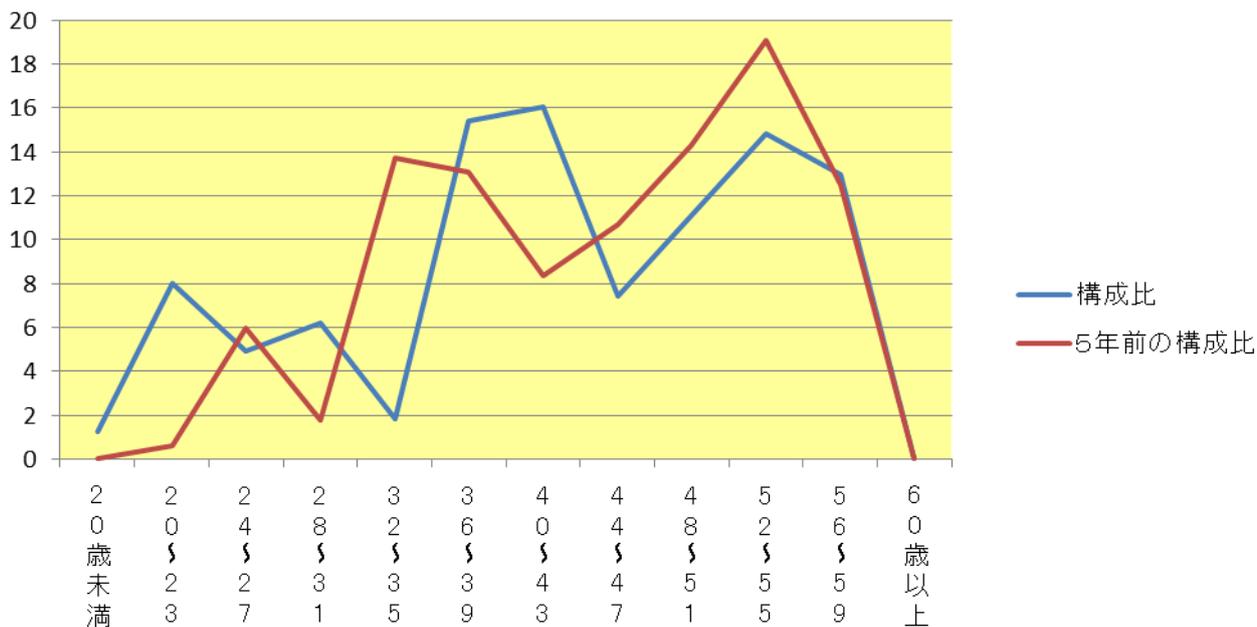
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成26年	平成27年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	2	2		
		総務	31	33	2	
		税務	8	9	1	
		民生	36	35	△1	
		衛生	16	16		
		農林水産	15	14	△1	
		商工 土木	9 14	11 12	2 △2	
	計	131	132	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 167.57人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 102.43人)	
	教育部門	16	16	△1		
	消防部門					
	小計	147	148	1	<参考> 人口1万人当たり職員 187.88人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 124.69人)	
公営 企業 等 部門	水道 下水道 その他	水道	4	4		
		下水道	3	2	△1	
		その他	10	8	△2	
	小計	17	14	△3		
合計		164	162	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 205.66人	
		[172]	[172]	[]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	13人	8人	10人	3人	25人	26人	12人	18人	24人	21人	0人	162人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	131	130	128	128	131	132	1(0.7%)
教育	20	19	19	17	16	16	△4(-20.0%)
普通会計計	151	149	147	145	147	148	△3(-1.9%)
公営企業等会計計	17	16	19	18	17	14	△3(-17.6%)
総合計	168	165	166	163	164	162	△6(-3.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 153,839	千円 16,216	千円 21,255	% 13.8	% 15.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 1人あたり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 4	千円 13,006	千円 2,013	千円 6,236	千円 21,255	千円 5,314	千円 6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 27 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

平成 26 年度から賞与引当金を計上。初年度は特別損失 1,455 千円を含む。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
弟子屈町水道会計	37.5 歳	270,955 円	410,785円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

弟子屈町		団体平均	
1人あたり平均支給額（26年度） 1,175 千円		1人あたり平均支給額（26年度） 1,484 千円	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 ()月分		(26年度支給割合) 期末手当 1.50月分 ()月分	
勤勉手当 1.50月分 ()月分		勤勉手当 1.50月分 ()月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 10,000円～20,000円		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

弟子屈町			団体平均		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	月分	月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	月分	月分
勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分	勤続 35 年	月分	月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2% ~ 45%)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	15,286 千円	千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、26 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 なし

エ 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（26年度決算）		千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（26年度決算）		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	右記業務出勤職員	○災害時、勤務時間外に出動した職員	千円	○1回につき530円
		○法定伝染病の消毒、行路死亡人収容		○1回につき620円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	232 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	77 千円
支給実績（25年度決算）	339 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	113 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	・配偶者月額 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族月額 6,500 円（15 歳から 22 歳までの子は月額 5,000 円を加算）	同		450 千円	225,000 円

住居手当	・持家2,500円（月額） ・借家 3,500円～19,500円	同		474千円	157,800円
通勤手当	・片道5km以上	同		30千円	30,000円
管理職手当	・課長職 8% ・課長補佐職 5%	同		387千円	386,472円
寒冷地手当	・毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給 世帯主（扶養有）月額26,380円 世帯主（扶養無）月額14,580円 その他 月額10,340円	同		410千円	102,400円